

## 団体との連携、支援を受けるにあたっての基本方針

制定日	2011年（平成25年）2月25日
施行日	2011年（平成25年）2月25日
改訂日	2021年（令和3年）6月10日
決裁機関	業務執行理事会
区分・レベル	運営 運営基本—コンプライアンス レベル3
主管部署	総務人事課
版	第2版

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会（以下「本法人」という。）は、課題解決に向けた活動と成果実現に向けて連携、支援を受ける法人、団体等（以下「団体」という。）の選定を、以下の倫理基準に基づいて検討し、判断を行う。尚、事例により多角的判断が必要とされる場合は、本法人業務執行理事や外部専門家等の意見を仰ぐものとする。

### （連携・支援を受けるにあたっての前提条件）

第1条 その団体が掲げる理念に対し、本法人として賛同ができること。本法人の理念と取り組みに対し、その組織から十分な理解と賛同が得られること。

2. 連携の内容、方法については、本法人の取り組みに寄与するものであると同時に、相手の価値を高めるための取組みとなるよう、双方にて協議し、決定する。

### （判断基準）

第2条 以下の要件に該当する団体に対し、本法人からは連携や支援を働きかけることはせず、また団体側からの申し入れがあっても原則としてこれを受けない。なお、寄付金等をもたらした後で要件に該当することが分かった場合は、本法人の基準に合わないことを説明し（合意書等の内容に従い）、返金等の対応を行う。また、本法人が直接資金を受け取るのではなく、本法人が参加しているネットワークや実行委員会などが受けることを、本法人は妨げない。

#### （1）業態・分野別判断基準

##### ① 本法人のポリシーと適合しない団体

- （ア）性風俗業
- （イ）消費者金融業（利息制限法を越える金利貸し出し）
- （ウ）マルチ商法
- （エ）その他、検討の結果不適合と考えられる団体

##### ② その他

- （ア）反社会的、または社会的通念に問題のある内容、活動を行う団体

#### （2）個別判断基準

##### ① 生産過程

- (ア) 公害・有害物質の垂れ流しなど、環境・生態系に対して重大な負荷を与えている。
  - (イ) 生物多様性に対して、重大な悪影響を与えている。
  - (ウ) 児童労働などによって製品がつくられている。
  - (エ) 人権が抑圧された環境で製品が作られていることが確認されている。
- ② 流通・販売過程
- (ア) 立場を利用した下請けや取引先への圧力など、不当な取り引きや販売を行っている。
  - (イ) 誇大広告や虚偽・偽装などを行っている。
- ③ コンプライアンス
- (ア) 法令（法律・政令・省令・条例等）に違反する活動を行っている。あるいはその嫌疑がかけられている。
- ④ その他
- (ア) 本法人への支援行為や名義の利用が、その団体の商品やサービスを推奨し、またはその質を保証するような印象を利用者に与える可能性がある。
  - (イ) 本法人が営業活動を行っているかのような印象や誤解を与える可能性がある。

#### （決裁）

第3条 この方針に定められた要件を満たしている場合、専務理事の決裁の下、団体連携、支援についての締結を行う事ができる。

2. ただし、この方針内に規定されていない事案が発生した場合は、業務執行理事会の承認を経て締結を行う事ができる。

#### （改廃）

第4条 この方針の改廃は業務執行理事会において行う。

#### （附則）

この方針は、2013年（平成25年）2月25日から施行する。

この方針は、2021年（令和3年）6月10日から改訂施行する。

以上